

ソーシャルメディアガイドライン

本ガイドラインは、ARI グループ（以下、当社グループ）の役員および社員等が、業務利用および個人利用に限らず、ソーシャルメディアを適切に利用するために遵守すべき具体的な行動規範を定めるものである。

第1条（定義）

本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員…当社グループの取締役、監査役
- (2) 社員等…当社グループの正社員、契約社員、嘱託社員、出向受入社員、派遣社員、パート・アルバイト、顧問その他当社グループの業務に従事する者
- (3) ソーシャルメディア…Twitter、Instagram、note、Facebook、YouTube、Qiita、ブログなどに代表される、インターネットなどを利用してユーザが情報を発信し、あるいは相互に情報をやり取りする伝達手段のこと
- (4) 情報発信…テレビ・ラジオ番組等への出演、講演・討論・講習・研修における指導若しくは知識の教授・著述・監修・編纂、またはインターネットの利用その他の情報通信技術を利用する方法により不特定多数の者に公表されるもの若しくはその蓋然性が高いものへの寄稿・投稿・掲載
- (5) 業務…役員および社員等が、現在または過去に担当している、若しくは担当していた事務や作業
- (6) 職務に関して…勤務時間の内外を問わず、役員および社員等がその職掌に応じて取り扱う業務を遂行する過程

第2条（行動原則）

- (1) ソーシャルメディアの利用にあたっては、当社グループの役員および社員等としての自覚を持ち、常に良識ある発言・投稿を心がけます。
- (2) 関係法令・社内規定、基準等の社内ルールを遵守します。
- (3) あらゆる背景や事情を持つ不特定多数の利用者がアクセス可能であること、ならびにいったん発信された情報は完全に削除ができないことを認識したうえで、ソーシャルメディアへ情報発信を行います。
- (4) 個人情報、プライバシーへの配慮をします。

第3条（禁止事項）

当社グループの役員および社員等は、業務利用および個人利用にあたっては、以下の行為を含む投稿を禁止します。

- (1) 当社グループ、他の利用者または第三者の、肖像権、著作権または知的財産権の侵害行為
- (2) 当社グループ、他の利用者または第三者の信用、財産またはプライバシー等の侵害行為
- (3) 当社グループ、他の利用者または第三者への、名誉棄損行為または誹謗中傷行為
- (4) お客様およびお取引様の非公開情報を公開する行為
- (5) 業務上または職務に関して知ることのできた秘密、個人情報、その他非公開情報を公開する行為（他の情報と組み合わせることによりその内容を特定されるおそれのあるものについても、同様とする。）
- (6) 肖像、日常の行動、その他のプライベート情報等の個人情報を、本人および関係者の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、伝達、開示、複写または書き込みをする行為
- (7) 他の利用者・第三者の著作物を、本人および関係者の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、開示、複写、書き込みをする行為
- (8) 名誉毀損行為、差別行為、脅迫行為、ヘイトスピーチ、風説の流布または猥褻行為（不特定・多数の者を対象とする場合も含む。）
- (9) 他人の氏名やアカウントまたはアドレスを使ったコンピュータへの侵入行為
- (10) 当社グループの運営を妨げる行為、当社グループの社会的信頼を毀損する行為または他の利用者若しくは当社グループに不利益を与える行為
- (11) 公序良俗に反するものや犯罪行為またはそれらと関連が認められる行為
- (12) 法令違反行為またはそれらと関連が認められる行為
- (12) 猥褻な映像・音声・図柄・文字等の情報を提供する行為

第4条（情報発信の内容に関する留意事項）

役員および社員等は、情報発信の内容に関し、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 個人または団体を中傷し、若しくは誹謗する内容の情報発信を行わないこと
- (2) 当社グループの信用を傷つけ、または当社グループの不名誉となる内容の情報発信を行わないこと

第5条（匿名による情報発信等）

役員および社員等は、匿名による情報発信であっても他の情報と組み合わせることにより発信者を特定することができる場合もあること、個人の見解であることを明示している場合であっても業務上の情報発信と受け止められる場合もあることを踏まえ、このような情報発信を行うに際しても前二条に規定する事項に留意するものとする。

以上